

藍住町不妊治療費助成申請書兼請求書

申請の種類		※いづれかに☑してください。 □一般不妊治療 □生殖補助医療							
申 請 者(夫)	住 所	藍住町							
	(ふりがな)								
	氏 名			生年月日 (年齢)		昭和 年 月 日 平成 (歳)			
	住民となった日	年 月 日		電話番号					
申 請 者(妻)	住 所 ※異なる場合は、裏面の理由記載欄も記入してください。								
	(ふりがな)								
	氏 名			生年月日 (年齢)		昭和 年 月 日 平成 (歳)			
	住民となった日	年 月 日		電話番号					
申請金額		金 円		交付決定額 ※町記載欄		円			
加入の医療保険 (健康保険証)		夫婦のうち治療を受けた方のみ記入し、高額療養費区分に○をつけてください。							
高額療養費適用区分	夫	名称：	マイナ保険証 (登録・未登録)		妻	名称：	マイナ保険証 (登録・未登録)		
	ア・イ・ウ・エ・オ・未申請				ア・イ・ウ・エ・オ・未申請				
付加給付金制度の有無		次の内容をご加入の医療保険者に確認いただき、該当される場合は☑をつけてください。 ☐ 公的医療保険に付加給付金制度がある。(☐ 妻 ☐ 夫) 制度がある場合は、あなたの1か月の支払限度額 (円) ※保険者発行の付加給付金内容が記載された書類の写しを添付してください。							
過去の助成金受給の有無		☐ 有 ☐ 無 藍住町での申請回数 初回・(回目)	「有」の場合過去に助成を受けた自治体及び助成回数	自治体名	時期	助成回数			
※申請者に限る	金融機関名	銀行等		支店名	支店等			種 別	
	口座名義 (カタカナ)			口座番号				普通 ・ 当座	
【同意・誓約事項】 (1) 本申請に係る審査のため、次の確認行為等を藍住町が行うことに同意します。 ア 住民票情報及び藍住町町税等の納付状況の確認 イ 医療機関に対する治療内容等の照会及び加入保険者に対する健康保険限度額適用認定区分等の照会 ウ 藍住町以外の自治体への助成情報の照会・提供 (2) 本申請書及び添付書類は、返却不可であることに同意します。 (3) 本申請の記載事項に虚偽があると認められるときや交付要件非該当及び交付額の誤りが判明したときは、助成金の全部又は一部を返還します。									
夫氏名				妻氏名					
(自署又は自署でない場合は記名押印)				(自署又は自署でない場合は記名押印)					
本人確認書類		夫	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他顔写真のあるもの ()		妻	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他顔写真のあるもの ()			

※一般不妊治療・生殖補助医療いずれも申請される方は、それぞれ分けて申請・受診証明書が必要です。
添付資料の説明を裏面に記載しています。裏面も必ずご確認ください。

【添付書類】

1 不妊治療及び治療費の医療機関証明書 ※次の該当する証明書を提出してください。

- (1) 藍住町一般不妊治療費助成事業医療機関証明書（様式第2号の1）
- (2) 藍住町生殖補助医療費助成事業医療機関証明書（様式第2号の2）

※複数の医療機関で治療を受けた場合は、医療機関ごとに証明書が必要です。ただし、主治医の治療方針に基づき、他の医療機関で男性不妊治療等を実施し、主治医がその治療分も含めて治療証明書を作成している場合は不要です。

2 院外処方を受けた薬剤分の証明書 ※次の（1）から（3）全て必要です。

- (1) 藍住町不妊治療費助成事業院外処方分調剤証明書（様式第3号）
- (2) 領収書
- (3) (2)の明細書

3 婚姻関係の証明書

- (1) 法律婚の場合 戸籍謄本（発行日から3か月以内の原本。2回目以降の申請は省略できます。）
- (2) 事実婚の場合
 - ア 両人の戸籍謄本（発行日から3か月以内の原本）
 - イ 事実婚に関する申立書（様式第4号）

4 健康保険の資格が確認できるもの（健康保険証・マイナ保険証・資格確認書のいずれか）

5 高額療養費や付加給付の給付額が記載された関係書類（写し可）

加入している医療保険（以下「保険者」という。）から、今回申請する不妊治療費に対して高額療養費の支給や付加給付を受けられる方は、提出してください。

※高額療養費や付加給付の制度の詳細や支給方法は、加入している保険者にお問い合わせください。

※助成金交付後に高額療養費や付加給付の受給が判明した場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。

〔高額療養費とは〕

所得に応じて区分アからオの5つの区分に分けられ、暦月（1日から末日まで）で自己負担限度額が設定されています。

医療機関や薬局の窓口で支払った自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合にその超えた金額を支給する制度です。

〔付加給付とは〕

自己負担額が高額になった場合に、高額療養費とは別に、各保険者が定めた基準に従って独自に行われる給付です。保険者によって付加給付制度の有無が異なります。また、付加給付制度がある場合も、「医療付加金」「療養見舞金」等のように、保険者によって名称が異なる場合があります。

〔高額療養費及び付加給付の支給方法について〕

高額療養費及び付加給付については、自動支給される場合や申請手続きが必要な場合など、保険者によって支給方法が異なります。

6 夫婦の本人確認書類の写し（顔写真のあるものに限ります。顔写真のある面の写しを提出してください。）

7 夫が単身赴任により一時的に別居となっている場合 ※下記欄に理由を記入してください。

- (1) 戸籍謄本（発行日から3か月以内の原本。上記3の書類として提出をされる場合は、省略できます。）
- (2) 住民票謄本（発行日から3か月以内の原本）

※夫婦が同一住所、同一世帯でない理由

8 助成を新しく受ける場合は、助成金の交付の対象となった治療により、出産（妊娠12週以降の死産を含む。）に至ったことを証する証明書（母子健康手帳の「出産の状態」のページ、死産証書等）の写し

下欄には記入しないでください。

申請の種類	回数のリセット	治療開始日の妻の年齢		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	交付の決定
一般不妊治療	有・無									交付・不交付
生殖補助医療	有・無	40歳未満	歳							交付・不交付
	有・無	40～43歳未満	歳							交付・不交付